

(案)

さいたま市障害者総合支援計画 素案

第2章 各論 新旧対照表 (基本目標1)

※各実施事業の備考欄の変更のあり・なしは、実施事業名とその内容、成果指標の内容について記載しています。
成果指標の目標値の変更や担当所管の変更については、記載していません。

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考
63	<p>第2章 各論</p> <p>基本目標1 障害者の権利の擁護の推進</p> <p>障害者を「保護の対象」として行ってきた施策方針を転換し、障害者を地域社会の一員として社会のあらゆる分野の活動に参加する「権利の主体」として捉え、市民の誰もが共に暮らせる地域づくりを進める必要があります。</p> <p>このため、地域社会に幅広く障害者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、障害者への差別や虐待の防止、解消に取り組むことで障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。</p> <p>また、地域の中で、障害者がその人権を保障され、人間としての尊厳を保つためには、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定が極めて困難な場合であっても、障害者本人の基本的人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出すことのできる体制を整備することにより、障害者が主体性を発揮できる地域づくりに努めます。</p>	<p>第2章 各論</p> <p>基本目標1 障害者の権利の擁護の推進</p> <p>障害者を「保護の対象」として行ってきた施策方針を転換し、障害者を地域社会の一員として社会のあらゆる分野の活動に参加する「権利の主体」として捉え、市民の誰もが共に暮らせる地域づくりを進める必要があります。</p> <p>このため、地域社会に幅広く障害者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、障害者への差別や虐待の防止、解消に取り組むことで障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。</p> <p>また、地域の中で、障害者がその人権を保障され、人間としての尊厳を保つためには、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定が極めて困難な場合であっても、障害者本人の基本的人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出すことのできる体制を整備することにより、障害者が主体性を発揮できる地域づくりに努めます。</p>	変更なし

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考																								
63	<p>基本施策1 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進</p> <p>障害者や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障害者に対する理解と認識を深めるため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念の普及啓発をはじめとする各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事や顕彰等を実施し、障害のある人との交流に努め、相互の理解を深めます。</p> <p>【重点】</p> <p>実施事業1 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発 «障害政策課»</p> <p>「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念及び障害者の権利の擁護等について障害のある人やない人、民間事業者等に対する普及啓発活動を行うとともに、教育委員会と連携し、学齢期から障害についての理解促進を図ります。また、より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうための取組をより一層推進していきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和4年度実績）】</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合 【57%】</td><td>62%</td><td>64%</td><td>66%</td></tr> <tr> <td>「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合 【69%】</td><td>74%</td><td>75%</td><td>76%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合 【57%】	62%	64%	66%	「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合 【69%】	74%	75%	76%	<p>基本施策1 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進</p> <p>障害者や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障害者に対する理解と認識を深めるため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念の普及啓発をはじめとする各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事や顕彰等を実施し、障害のある人との交流に努め、相互の理解を深めます。</p> <p>【重点】</p> <p>実施事業1 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発 «障害政策課»</p> <p>「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念及び障害者の権利の擁護等について障害のある人やない人、民間事業者等に対する普及啓発活動を行うとともに、教育委員会と連携し、学齢期から障害についての理解促進を図ります。また、より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうための取組をより一層推進していきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和元年度実績）】</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合 【55%】</td><td>—</td><td>—</td><td>61%</td></tr> <tr> <td>「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合 【69%】</td><td>—</td><td>—</td><td>73%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合 【55%】	—	—	61%	「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合 【69%】	—	—	73%	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p>
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度																								
地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合 【57%】	62%	64%	66%																								
「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合 【69%】	74%	75%	76%																								
成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度																								
地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合 【55%】	—	—	61%																								
「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合 【69%】	—	—	73%																								

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考
63	<p>【重点】</p> <p>実施事業2 「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施</p> <p>「障害者施策の実施状況や課題等について、市民が相互に意見交換する場として、誰もが参加することができる市民会議を実施します。また、それぞれの障害の特性に配慮した資料作成や開催方法を工夫するなど、障害種別や障害のあるなしに関係なく、より幅広い市民に参加していただき、お互いの理解と交流を深める場としています。」</p>	<p>【重点】</p> <p>実施事業2 「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施</p> <p>「障害者施策の実施状況や課題等について、市民が相互に意見交換する場として、誰もが参加することができる市民会議を実施します。また、それぞれの障害の特性に配慮した資料作成や開催方法を工夫するなど、障害種別や障害のあるなしに関係なく、より幅広い市民に参加していただき、お互いの理解と交流を深める場としています。」</p>	変更なし

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考																								
64	<p>実施事業3 ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施</p> <p>「障害者に対する理解を深めるとともに、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念の普及啓発を図ることを目的として、ノーマライゼーションカップを開催するとともに、毎年12月3日から9日までの1週間の「障害者週間」を記念して、市民に広く障害者への理解と関心を広めるとともに、障害者の社会参加を促進するため、さいたま市障害者協議会との共催により、啓発イベントを実施します。</p> <p>また、各種啓発イベントの場を活用し、障害者スポーツ体験などを通じ、障害のある人もない人も相互に親睦を深め、ボランティアなどとの交流を促進します。</p> <p>開催に当たっては、学齢期から障害についての理解促進を図ることの重要性に鑑み、子どもたちを中心として、より多くの市民がノーマライゼーションの理念に触れることができるよう、更なる内容の充実を図ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0;">成果指標【現状（令和4年度実績）】</th><th style="text-align: center;">令和6年度</th><th style="text-align: center;">令和7年度</th><th style="text-align: center;">令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各種啓発イベントの参加者数 【2,037人】</td><td style="text-align: center;">3,100人</td><td style="text-align: center;">3,200人</td><td style="text-align: center;">3,300人</td></tr> <tr> <td>参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合【92%】</td><td style="text-align: center;">90%</td><td style="text-align: center;">90%</td><td style="text-align: center;">90%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	各種啓発イベントの参加者数 【2,037人】	3,100人	3,200人	3,300人	参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合【92%】	90%	90%	90%	<p>実施事業3 ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施</p> <p>「障害者に対する理解を深めるとともに、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念の普及啓発を図ることを目的として、ノーマライゼーションカップを開催するとともに、毎年12月3日から9日までの1週間の「障害者週間」を記念して、市民に広く障害者への理解と関心を広めるとともに、障害者の社会参加を促進するため、さいたま市障害者協議会との共催により、啓発イベントを実施します。</p> <p>開催に当たっては、学齢期から障害についての理解促進を図ることの重要性に鑑み、子どもたちを中心として、より多くの市民がノーマライゼーションの理念に触れることができるよう、更なる内容の充実を図ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0;">成果指標【現状（令和元年度実績）】</th><th style="text-align: center;">令和3年度</th><th style="text-align: center;">令和4年度</th><th style="text-align: center;">令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各種啓発イベントの参加者数 【2,691人】</td><td style="text-align: center;">2,800人</td><td style="text-align: center;">2,900人</td><td style="text-align: center;">3,000人</td></tr> <tr> <td>参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合【87.6%】</td><td style="text-align: center;">90%</td><td style="text-align: center;">90%</td><td style="text-align: center;">90%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	各種啓発イベントの参加者数 【2,691人】	2,800人	2,900人	3,000人	参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合【87.6%】	90%	90%	90%	事業内容変更
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度																								
各種啓発イベントの参加者数 【2,037人】	3,100人	3,200人	3,300人																								
参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合【92%】	90%	90%	90%																								
成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度																								
各種啓発イベントの参加者数 【2,691人】	2,800人	2,900人	3,000人																								
参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合【87.6%】	90%	90%	90%																								

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考																								
64	<p>実施事業 4 人権に関する学習の推進</p> <p>«人権教育推進室»</p> <p>地域住民の人権意識の高揚を図るため、障害のある人に対する人権問題などをテーマにした人権講演会を、人権教育集会所で開催及び生涯学習総合センターや公民館での人権講座開催の支援により、人権に関する学習を推進します。</p> <p>また、身の回りの様々な人権問題に気づき、お互いの違いを認めることができるよう、児童生徒による人権標語・作文の取組を行うなど、<u>障害の有無に関わらず、人権を尊重し合う教育を児童生徒に行います。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和4年度実績）】</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権講演会を実施した人権教育集会所並びに人権講座を実施した生涯学習総合センター及び公民館の館数の割合 【100%】</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>人権標語・作文の応募点数 【163,425点】</td><td>165,000点</td><td>165,000点</td><td>165,000点</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	人権講演会を実施した人権教育集会所並びに人権講座を実施した生涯学習総合センター及び公民館の館数の割合 【100%】	100%	100%	100%	人権標語・作文の応募点数 【163,425点】	165,000点	165,000点	165,000点	<p>実施事業 4 人権に関する学習の推進</p> <p>«人権教育推進室»</p> <p>地域住民の人権意識の高揚を図るため、障害のある人に対する人権問題などをテーマにした人権講演会を、人権教育集会所で開催及び生涯学習総合センターや公民館での人権講座開催の支援により、人権に関する学習を推進します。</p> <p>また、身の回りの様々な人権問題に気づき、お互いの違いを認めることができるよう、児童生徒による人権標語・作文の取組を行うなど、<u>人権を尊重し合う教育を障害のある児童生徒にも、障害のない児童生徒にも行います。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和元年度実績）】</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権講演会を実施した人権教育集会所並びに人権講座を実施した生涯学習総合センター及び公民館の館数の割合 【77.4%】</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>人権標語・作文の応募点数 【163,476点】</td><td>164,000点</td><td>164,500点</td><td>165,000点</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	人権講演会を実施した人権教育集会所並びに人権講座を実施した生涯学習総合センター及び公民館の館数の割合 【77.4%】	100%	100%	100%	人権標語・作文の応募点数 【163,476点】	164,000点	164,500点	165,000点	事業内容変更
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度																								
人権講演会を実施した人権教育集会所並びに人権講座を実施した生涯学習総合センター及び公民館の館数の割合 【100%】	100%	100%	100%																								
人権標語・作文の応募点数 【163,425点】	165,000点	165,000点	165,000点																								
成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度																								
人権講演会を実施した人権教育集会所並びに人権講座を実施した生涯学習総合センター及び公民館の館数の割合 【77.4%】	100%	100%	100%																								
人権標語・作文の応募点数 【163,476点】	164,000点	164,500点	165,000点																								

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考																
64	実施事業 5 交流及び共同学習の推進 『特別支援教育室』 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むように交流及び共同学習を推進します。	実施事業 5 交流及び共同学習の推進 『特別支援教育室』 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むように交流及び共同学習を推進します。	変更なし																
64	実施事業 6 心の健康に関する普及啓発 『こころの健康センター』 心の健康に関する講演会を開催し、精神保健福祉に関する適切な知識の普及啓発を図ります。 <table border="1"> <tr> <td>成果指標【現状（令和4年度実績）】</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> <td>令和8年度</td> </tr> <tr> <td>講演会受講者へのアンケートによる満足度の割合 【アンケート未実施】</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> </tr> </table>	成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	講演会受講者へのアンケートによる満足度の割合 【アンケート未実施】	80%	80%	80%	実施事業 6 心の健康に関する理解促進 『こころの健康センター』 心の健康に関する講演会を開催し、精神保健福祉に関する適切な知識の普及啓発を図ります。 <table border="1"> <tr> <td>成果指標【現状（令和元年度実績）】</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	—	—	—	—	事業名変更 成果指標追加
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度																
講演会受講者へのアンケートによる満足度の割合 【アンケート未実施】	80%	80%	80%																
成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度																
—	—	—	—																
65	実施事業 7 精神疾患に関する理解促進 『精神保健課』 <u>精神疾患やこころの健康をテーマとした講演会を開催し、精神疾患等に関する知識の普及啓発を行い、精神障害者の自立と社会参加及び精神疾患に関する理解促進を図ります。</u> <table border="1"> <tr> <td>成果指標【現状（令和4年度実績）】</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> <td>令和8年度</td> </tr> <tr> <td>参加者アンケートによる満足度 【100%】</td> <td>90%</td> <td>90%</td> <td>90%</td> </tr> </table>	成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	参加者アンケートによる満足度 【100%】	90%	90%	90%	実施事業 7 精神疾患に関する理解促進 『精神保健課』 「統合失調症」や「躁うつ病」などをテーマとした講演会を開催し、精神障害者の自立と社会参加、及び精神障害に関する理解促進を図ります。 <table border="1"> <tr> <td>成果指標【現状（令和元年度実績）】</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>参加者アンケートによる満足度 【76.9%】</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> </tr> </table>	成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	参加者アンケートによる満足度 【76.9%】	80%	80%	80%	事業内容変更
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度																
参加者アンケートによる満足度 【100%】	90%	90%	90%																
成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度																
参加者アンケートによる満足度 【76.9%】	80%	80%	80%																

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考																
65	<p>実施事業 8 市職員の障害者への理解促進</p> <p>«障害政策課»</p> <p>市職員の障害に対する理解を深め、障害の特性に応じた適切な窓口等での応対や庁内各部局の施策に活かすことを目的として、職員に対する研修を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和4年度実績）】</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修参加者のアンケートによる研修内容の役立ち度 【98.9%】</td><td>80%</td><td>85%</td><td>90%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	研修参加者のアンケートによる研修内容の役立ち度 【98.9%】	80%	85%	90%	<p>実施事業 8 市職員の障害者への理解促進</p> <p>«障害政策課»</p> <p>市職員の障害に対する理解を深め、障害の特性に応じた適切な窓口等での応対や庁内各部局の施策に活かすことを目的として、職員に対する研修を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和元年度実績）】</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修参加者のアンケートによる研修内容の役立ち度 【アンケート未実施】</td><td>70%</td><td>75%</td><td>80%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	研修参加者のアンケートによる研修内容の役立ち度 【アンケート未実施】	70%	75%	80%	変更なし
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度																
研修参加者のアンケートによる研修内容の役立ち度 【98.9%】	80%	85%	90%																
成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度																
研修参加者のアンケートによる研修内容の役立ち度 【アンケート未実施】	70%	75%	80%																
-	<p>実施事業 9 公民館における障害に関する生涯学習の推進</p> <p>«生涯学習総合センター»</p> <p><u>障害者が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、主に障害のない方を対象に障害をテーマとし障害について知る講座や、障害者に配慮した講座を実施するなど、様々な学習機会を提供します。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和4年度実績）】</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害をテーマとした講座や、障害者に配慮した講座を実施した公民館数 【○館（全館）】</td><td>59館 (全館)</td><td>59館 (全館)</td><td>59館 (全館)</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	障害をテーマとした講座や、障害者に配慮した講座を実施した公民館数 【○館（全館）】	59館 (全館)	59館 (全館)	59館 (全館)	<p>【新規掲載】令和4年4月開始</p>	新規掲載								
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度																
障害をテーマとした講座や、障害者に配慮した講座を実施した公民館数 【○館（全館）】	59館 (全館)	59館 (全館)	59館 (全館)																

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考
67	<p>基本施策2 障害を理由とする差別の解消</p> <p>障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、障害者に対する差別の解消や合理的配慮の提供を推進するための取組を引き続き実施します。また、障害者への差別が行われた場合には、相談や助言、あっせんなど適切な支援を行います。</p>	<p>基本施策2 障害を理由とする差別の解消</p> <p>障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、障害者に対する差別の解消や合理的配慮の提供を推進するための取組を引き続き実施します。また、障害者への差別が行われた場合には、相談や助言、あっせんなど適切な支援を行います。</p>	変更なし

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考																
67	<p>【重点】</p> <p>実施事業1 障害者差別への適切な対応、支援の実施</p> <p>「障害者相談支援指針に基づき、関係機関と連携し、障害者が差別や不当な扱いを受けた際に、相談しやすい環境整備に努めるとともに、事実確認や助言、あっせんなど適切な支援を行います。困難事例等については高齢・障害者権利擁護センターと適切な連携を図るとともに、申立てに至った事案については障害者の権利の擁護に関する委員会において助言、あっせん等を実施します。</p> <p>また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、市民や民間事業者等に対し、差別解消に関する啓発や合理的配慮の好事例の収集とその紹介等を行うとともに、民間事業者等が行う合理的配慮に要する費用の一部を補助するなど、地域における身近な差別の解消や合理的配慮の提供に関する取組をより一層推進していきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和4年度実績）】</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差別解消のための周知啓発 【合理的配慮に関する好事例集やパンフレットの配布等による周知啓発活動を実施】</td><td>周知啓発活動の実施</td><td>周知啓発活動の実施</td><td>周知啓発活動の実施</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	差別解消のための周知啓発 【合理的配慮に関する好事例集やパンフレットの配布等による周知啓発活動を実施】	周知啓発活動の実施	周知啓発活動の実施	周知啓発活動の実施	<p>【重点】</p> <p>実施事業1 障害者差別への適切な対応、支援の実施</p> <p>「障害者相談支援指針に基づき、関係機関と連携し、障害者が差別や不当な扱いを受けた際に、相談しやすい環境整備に努めるとともに、事実確認や助言、あっせんなど適切な支援を行います。困難事例等については高齢・障害者権利擁護センターと適切な連携を図るとともに、申立てに至った事案については障害者の権利の擁護に関する委員会において助言、あっせん等を実施します。</p> <p>また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、市民や民間事業者等に対し、差別解消に関する啓発や合理的配慮の好事例の収集とその紹介等を行うとともに、民間事業者等が行う合理的配慮に要する費用の一部を補助するなど、地域における身近な差別の解消や合理的配慮の提供に関する取組をより一層推進していきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和元年度実績）】</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差別解消のための周知啓発 【合理的配慮に関する好事例集やパンフレットの配布等による周知啓発活動を実施】</td><td>新たな合理的配慮に関する好事例の収集</td><td>新たな合理的配慮に関する好事例集の作成</td><td>新たな合理的配慮に関する好事例集を活用した啓発</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	差別解消のための周知啓発 【合理的配慮に関する好事例集やパンフレットの配布等による周知啓発活動を実施】	新たな合理的配慮に関する好事例の収集	新たな合理的配慮に関する好事例集の作成	新たな合理的配慮に関する好事例集を活用した啓発	変更なし
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度																
差別解消のための周知啓発 【合理的配慮に関する好事例集やパンフレットの配布等による周知啓発活動を実施】	周知啓発活動の実施	周知啓発活動の実施	周知啓発活動の実施																
成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度																
差別解消のための周知啓発 【合理的配慮に関する好事例集やパンフレットの配布等による周知啓発活動を実施】	新たな合理的配慮に関する好事例の収集	新たな合理的配慮に関する好事例集の作成	新たな合理的配慮に関する好事例集を活用した啓発																

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考																
67	<p>【重点】</p> <p>実施事業 2 差別の解消及び権利擁護のための研修の実施</p> <p>「障害を理由とする差別に関する相談等に対応する各区役所支援課や障害者生活支援センター、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に、障害者差別に関する基礎的な研修を実施するとともに、障害者の権利の擁護に関する理解を深めるための研修を実施します。また、市の職員が障害者に対して適切な応対をしていくための指針として策定した『さいたま市職員対応要領』を活用し、市職員への意識の啓発を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和4年度実績）】</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修参加者のアンケートにおいて「役に立つた」と回答した事業所職員の割合 【100%】</td><td>85%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	研修参加者のアンケートにおいて「役に立つた」と回答した事業所職員の割合 【100%】	85%	90%	90%	<p>【重点】</p> <p>実施事業 2 差別の解消及び権利擁護のための研修の実施</p> <p>「障害を理由とする差別に関する相談等に対応する各区役所支援課や障害者生活支援センター、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に、障害者差別に関する基礎的な研修を実施するとともに、障害者の権利の擁護に関する理解を深めるための研修を実施します。また、市の職員が障害者に対して適切な応対をしていくための指針として策定した『さいたま市職員対応要領』を活用し、市職員への意識の啓発を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和元年度実績）】</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修参加者のアンケートにおいて「役に立つた」と回答した事業所職員の割合 【アンケート未実施】</td><td>70%</td><td>75%</td><td>80%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	研修参加者のアンケートにおいて「役に立つた」と回答した事業所職員の割合 【アンケート未実施】	70%	75%	80%	変更なし
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度																
研修参加者のアンケートにおいて「役に立つた」と回答した事業所職員の割合 【100%】	85%	90%	90%																
成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度																
研修参加者のアンケートにおいて「役に立つた」と回答した事業所職員の割合 【アンケート未実施】	70%	75%	80%																

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考																
69	<p>基本施策3 障害者への虐待の防止</p> <p>障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づき、障害者への虐待を防止するための取組を実施します。また、障害者に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。</p> <p>【重点】</p> <p>実施事業1 障害者虐待への適切な対応、支援の実施</p> <p style="text-align: right;">«障害福祉課»</p> <p>障害者虐待の通報に際しては、障害者相談支援指針に基づき、支援課及び障害者生活支援センターが中心となって関係機関と連携し、緊急性の判断や被虐待者の安全確保を行うなど、関係法令による権限の行使も含めた適切な対応、支援を行います。</p> <p>また、過去の虐待事案について、定期的な訪問等によるモニタリングや個別ケース会議を行うほか、障害者虐待により緊急に分離保護が必要な障害者を保護するための場を活用して、虐待への迅速な対応や未然防止に取り組みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">成果指標【現状（令和4年度実績）】</th> <th style="padding: 5px;">令和6年度</th> <th style="padding: 5px;">令和7年度</th> <th style="padding: 5px;">令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>緊急に保護が必要な虐待事案が発生した際に、やむを得ない事由による措置又は緊急一時保護等事業を利用した場合の保護率【100%】</u></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100%</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100%</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100%</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	<u>緊急に保護が必要な虐待事案が発生した際に、やむを得ない事由による措置又は緊急一時保護等事業を利用した場合の保護率【100%】</u>	100%	100%	100%	<p>基本施策3 障害者への虐待の防止</p> <p>障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づき、障害者への虐待を防止するための取組を実施します。また、障害者に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。</p> <p>【重点】</p> <p>実施事業1 障害者虐待への適切な対応、支援の実施</p> <p style="text-align: right;">«障害支援課»</p> <p>障害者虐待の通報に際しては、障害者相談支援指針に基づき、支援課及び障害者生活支援センターが中心となって関係機関と連携し、緊急性の判断や被虐待者の安全確保を行うなど、関係法令による権限の行使も含めた適切な対応、支援を行います。</p> <p>また、過去の虐待事案について、定期的な訪問等によるモニタリングや個別ケース会議を行うほか、障害者虐待により緊急に分離保護が必要な障害者を保護するための場を活用して、虐待への迅速な対応や未然防止に取り組みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">成果指標【現状（令和元年度実績）】</th> <th style="padding: 5px;">令和3年度</th> <th style="padding: 5px;">令和4年度</th> <th style="padding: 5px;">令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>緊急一時保護事業利用の対象見直し【虐待事案のみ対象】</u></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">対象見直しの検討</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">対象見直し</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">対象見直し</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	<u>緊急一時保護事業利用の対象見直し【虐待事案のみ対象】</u>	対象見直しの検討	対象見直し	対象見直し	変更なし 成果指標変更
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度																
<u>緊急に保護が必要な虐待事案が発生した際に、やむを得ない事由による措置又は緊急一時保護等事業を利用した場合の保護率【100%】</u>	100%	100%	100%																
成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度																
<u>緊急一時保護事業利用の対象見直し【虐待事案のみ対象】</u>	対象見直しの検討	対象見直し	対象見直し																

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考																
69	<p>【重点】</p> <p>実施事業 2 虐待の防止のための研修の実施</p> <p>«障害福祉課»</p> <p>埼玉県虐待禁止条例において障害福祉サービス事業所等従事者の虐待防止研修の受講が義務化されたことなどを踏まえて、市内の障害福祉サービス事業所等に対する虐待防止研修を実施し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発見後の適切な支援の強化を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和4年度実績）】</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合 【98%】</td><td>85%</td><td>90%</td><td>95%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合 【98%】	85%	90%	95%	<p>【重点】</p> <p>実施事業 2 虐待の防止のための研修の実施</p> <p>«障害支援課»</p> <p>埼玉県虐待禁止条例において障害福祉サービス事業所等従事者の虐待防止研修の受講が義務化されたことなどを踏まえて、市内の障害福祉サービス事業所等に対する虐待防止研修を実施し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発見後の適切な支援の強化を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和元年度実績）】</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合 【アンケート未実施】</td><td>70%</td><td>75%</td><td>80%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合 【アンケート未実施】	70%	75%	80%	変更なし
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度																
研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合 【98%】	85%	90%	95%																
成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度																
研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合 【アンケート未実施】	70%	75%	80%																
69	<p>実施事業 3 虐待事案等への対応力向上</p> <p>«高齢福祉課、障害福祉課»</p> <p>高齢・障害者権利擁護センターにおいて、各区役所の高齢介護課・支援課及び地域包括支援センター・障害者生活支援センターといった相談支援機関からの、虐待事案等への対応に関する相談に、医師や弁護士などを含め、専門的な見地からの助言を行います。また、相談支援機関の職員を対象に、虐待事案等への対応に資する研修を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和4年度実績）】</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修受講者アンケートによる理解度 【○○%】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	研修受講者アンケートによる理解度 【○○%】	90%	90%	90%	<p>実施事業 3 虐待事案等への対応力向上</p> <p>«高齢福祉課、障害支援課»</p> <p>高齢・障害者権利擁護センターにおいて、各区役所の高齢介護課・支援課及び地域包括支援センター・障害者生活支援センターといった相談支援機関からの、虐待事案等への対応に関する相談に、医師や弁護士などを含め、専門的な見地からの助言を行います。また、相談支援機関の職員を対象に、虐待事案等への対応に資する研修を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和元年度実績）】</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修受講者アンケートによる理解度 【アンケート未実施】</td><td>75%</td><td>80%</td><td>85%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	研修受講者アンケートによる理解度 【アンケート未実施】	75%	80%	85%	変更なし
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度																
研修受講者アンケートによる理解度 【○○%】	90%	90%	90%																
成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度																
研修受講者アンケートによる理解度 【アンケート未実施】	75%	80%	85%																

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考																																
71	<p>基本施策4 成年後見制度の利用の支援</p> <p>判断能力が十分でないため契約や金銭管理が困難な障害者の権利や利益を保護し、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の適切な利用を支援します。また、成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度を広く周知、啓発する取組を行います。</p> <p>実施事業1 成年後見制度の利用の促進</p> <p>「成年後見制度利用促進法」に基づき、高齢・障害者権利擁護センターを中心とし、地域の関係機関等と連携して、成年後見制度の広報、相談対応、市民後見人の養成及び活動支援等を行い、高齢者及び障害者の権利擁護を進めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和4年度実績）】</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セミナーを受講した市民の人数(累計) 【399人】</td><td>400人</td><td>400人</td><td>400人</td></tr> <tr> <td>成年後見制度に関する市民からの新規相談対応件数 【267件】</td><td>280件</td><td>280件</td><td>280件</td></tr> <tr> <td>市民後見人候補者へのフォローアップ研修受講率 【60%】</td><td>65%</td><td>65%</td><td>65%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	セミナーを受講した市民の人数(累計) 【399人】	400人	400人	400人	成年後見制度に関する市民からの新規相談対応件数 【267件】	280件	280件	280件	市民後見人候補者へのフォローアップ研修受講率 【60%】	65%	65%	65%	<p>基本施策4 成年後見制度の利用の支援</p> <p>判断能力が十分でないため契約や金銭管理が困難な障害者の権利や利益を保護し、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の適切な利用を支援します。また、成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度を広く周知、啓発する取組を行います。</p> <p>実施事業1 成年後見制度の利用の促進</p> <p>「成年後見制度利用促進法」に基づき、高齢・障害者権利擁護センターを中心とし、地域の関係機関等と連携して、成年後見制度の広報、相談対応、市民後見人の養成及び活動支援等を行い、高齢者及び障害者の権利擁護を進めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標【現状（令和元年度実績）】</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セミナーを受講した市民の人数(累計) 【156人】</td><td>296人</td><td>366人</td><td>436人</td></tr> <tr> <td>成年後見制度に関する市民からの新規相談対応件数 【118件】</td><td>120件</td><td>120件</td><td>120件</td></tr> <tr> <td>市民後見人候補者へのフォローアップ研修受講率 【82%】</td><td>85%</td><td>85%</td><td>85%</td></tr> </tbody> </table>	成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	セミナーを受講した市民の人数(累計) 【156人】	296人	366人	436人	成年後見制度に関する市民からの新規相談対応件数 【118件】	120件	120件	120件	市民後見人候補者へのフォローアップ研修受講率 【82%】	85%	85%	85%	変更なし 変更なし
成果指標【現状（令和4年度実績）】	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																
セミナーを受講した市民の人数(累計) 【399人】	400人	400人	400人																																
成年後見制度に関する市民からの新規相談対応件数 【267件】	280件	280件	280件																																
市民後見人候補者へのフォローアップ研修受講率 【60%】	65%	65%	65%																																
成果指標【現状（令和元年度実績）】	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																
セミナーを受講した市民の人数(累計) 【156人】	296人	366人	436人																																
成年後見制度に関する市民からの新規相談対応件数 【118件】	120件	120件	120件																																
市民後見人候補者へのフォローアップ研修受講率 【82%】	85%	85%	85%																																

現行計画 ページ	新（2024～2026）	旧（2021～2023）	備考
71	実施事業2 成年後見制度利用支援事業の実施 〔障害福祉課〕 判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者等に対して、成年後見制度を適切に利用できるよう支援を行います。身寄りがない場合は市長による後見開始等審判の請求を行います。費用負担が困難な方へ制度利用に係る費用の助成を実施します。	実施事業2 成年後見制度利用支援事業の実施 〔障害支援課〕 判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者等に対して、成年後見制度を適切に利用できるよう支援を行います。身寄りがない場合は市長による後見開始等審判の請求を行います。費用負担が困難な方へ制度利用に係る費用の助成を実施します。	変更なし